

## 学校法人長崎学院 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人長崎学院(以下「学院」という。)において、取得し、利用し又は保存する個人情報に関し、その適正な取扱いについて定め、もってその保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義を次のとおり定める。

(1) 個人情報

学院の構成員である役員・評議員、教職員、学生等並びに学生の保証人等(過去も含む。以下「教職員、学生等」という。)の氏名、性別、生年月日等の情報で、その情報により特定の個人が識別され、又は識別され得る者のうち、学院が業務上取得又は作成した全ての情報をいう。

(2) コンピュータ処理

電子計算機を使用して行われる個人情報のすべてに関する入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去及び出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、主に文書及び図面の作成、記録、伝達等を行うためだけの処理を除く。

(3) 公用文書

学院の教職員が職務上作成又は取得した文書及び図面をいう。これらの文書及び図面を電子的・電磁的・光学的その他同様の技術によって記録したものを含む。

(学院の責務)

第3条 学院は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 学院は、第1条の目的を達成するため、学院全体における個人情報保護の統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、理事長をもって充てる。

2 法人、大学、短大の各部署に個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を置く。

3 管理者には、学部長、学科長、学生部長、キャリア支援部長、入試広報部長、国際交流センター長、教育研究メディアセンター長、文化センター長、宗教主任及び事務局長をもって充てる。

4 前項の規定にかかわらず理事長は前項に定める管理者以外の者を、管理者に指名することができる。

5 管理者はこの規定の定めに従い、その所轄する業務の範囲内における個人情報について、教職員がこれを適正に取扱うように指導し、監督すると共に、その取扱い並びに所轄する個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。

(個人情報保護委員会)

第5条 学院は、個人情報の取扱いを適正に行うため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の事項について審議する。

(1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項

(2) 管理者から個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等について付議された事項

(3) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

3 委員会は、理事長、学長及び前条に定める管理者をもって構成する。

4 委員会に委員長を置き、理事長を充てる。

(取扱いの制限)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる個人情報を取扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づくもの又は委員会が指導・教育上正当な事由があると認めたものについては、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人権、民族及び特別な社会的差別の原因となる事項

(3) その他委員会が特に定めた事項

(取得の制限)

第7条 個人情報は、あらかじめ定められた目的を達成するのに必要な限度内において取得しなければならない。

2 個人情報は、公正な手段によって取得しなければならない。

3 個人情報は、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令によって取得するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保全上緊急に取得する必要があるとき。

(3) 出版・報道等、公にされたものから取得するとき。

(4) その他本人以外の者から取得することに、相当の理由があるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、定められた目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に基づいて利用又は提供するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方自治体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行

することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の適正管理)

第9条 個人情報は、定められた目的の範囲内で、常に正確かつ最新の内容のものとして、保有されなければならない。

2 個人情報は、漏えい、損傷、改ざん、滅失の防止その他適切な安全管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。

3 不必要となった個人情報は、確実かつ迅速に廃棄又は消去されなければならない。

(個人情報取扱者の責務)

第10条 個人情報を取り扱う学院の教職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容を、この規定に定める場合以外に他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた時も同様とする。

(取扱等の委託)

第11条 学院は、個人情報の取扱いを伴う特定の事務の全部又は一部を学院以外の者に委託するときは、個人情報の保護に関して受託者が守るべき義務を、当該委託契約の中に明記しなければならない。

(情報記録の開示)

第12条 学院の教職員、学生等は、自己の個人情報記録の開示を、当該記録を保有する各部署の管理者に申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報記録の全部又は一部を開示しないことがある。

(1) 開示申請の対象となった個人情報に、申請者以外の個人に関する情報が含まれているとき。

(2) 開示申請の対象となった個人情報が、個人の指導、診断、評価、選考等に関するものであるとき。ただし、申請者が開示することが当該指導、診断、評価、選考等に必要であるとき、又は学院所定の証明書を交付するときは、この限りでない。

(3) 開示を行うことが、学院の業務の正常な遂行を妨げるおそれがあるとき。

2 学生等の保護者又は保証人として大学に届け出ている者は、自己が保護者又は保証人となっている学生等の個人情報記録の開示を、当該記録を保有する各部署の管理者に申請することができる。この場合、前項ただし書を適用する。

(開示申請の方法)

第13条 個人情報記録の開示を申請する場合には、当該情報を保有する各部署の管理者に対して、申請者が申請の当人であることを証明する書類を提示するとともに、次の各号に定める事項を記載した申請書を提出するものとする。ただし、学院所定の証明書等を申請する場合については、別に定める。

(1) 申請者の所属、氏名及び現住所

(2) 開示を申請する個人情報の内容

( 3 ) 開示申請の目的

( 4 ) その他管理者が事務処理上必要とする事項

( 開示の方法 )

第 1 4 条 公用文書に記載されている個人情報の開示は、当該文書の写しの交付をもって行う。

2 コンピュータ処理用の情報ファイルに記録されている個人情報の開示については、現に使用しているプログラムを用いて出力したものの写しの交付をもって行う。

3 前 2 項に定める写しの交付が困難な場合には、他の適切な方法によって行う。

4 開示に要する費用のうち一定範囲のものは、申請者の負担とする。

( 自己情報訂正の請求 )

第 1 5 条 自己の個人情報記録が事実と異なる場合には、該当者は、当該個人情報を保有する各部署の管理者に対して、訂正の請求をすることができる。

2 前項の請求を行う場合には、請求者が請求の本人であることを証明する書類を提示するとともに、次の各号に定める事項を記載した訂正申請書を提出するものとする。

( 1 ) 請求者の所属、氏名及び現住所

( 2 ) 訂正の請求をする個人情報記録の内容

( 3 ) 訂正を求める個所及び訂正の内容

( 4 ) その他管理者が事務処理上必要とする事項

( 不服の申出 )

第 1 6 条 学院の教職員、学生等が自己の個人情報に関する学院の取扱いについて不服を有する場合には、当該個人は、情報を保有する各部署の管理者に対して不服の申し出をすることができる。

2 前項の申出を行う場合には、申出者は、申出の本人であることを証明する書類を提示するとともに、次の各号に定める事項を記載した不服申出書を提出するものとする。

( 1 ) 申出者の所属、氏名及び現住所

( 2 ) 不服の申出事項、理由及び希望する是正の内容

( 3 ) その他、管理者が事務処理上必要とする事項

3 管理者は、前項に定める不服の申出について必要と認めた場合には、委員会に対して付議又は報告を行うものとする。

( 適用除外 )

第 1 7 条 学院のマルチメディアライブラリー及びその他の部署において、一般の利用に供することを目的として取得、整理及び保存している個人情報については、この規程を適用しない。

2 試験の答案、論文及びレポート等の取扱いについては、別に定めるところによる。

( 規程の改廃 )

第 1 8 条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、理事会において決定する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令によるものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月16日から施行する。